

第19号議案資料

吉川市学校給食センター整備運営事業契約の変更契約の締結について

- 1 **事業名** 吉川市学校給食センター整備運営事業
- 2 **事業場所** 吉川市大字川藤字前新田3265番1 外3筆
- 3 **事業期間** 本契約の日から令和13年3月31日まで
- 4 **事業内容** 吉川市学校給食センター照明器具のLED化工事
- 5 **契約金額**
変更前 6,839,727,694円
増額分 36,232,000円（LED化分）
変更後 6,875,959,694円
- 6 **工期** 令和7年7月23日から令和7年8月31日まで

吉川市学校給食センター整備運営事業
変更仮契約書

- 1 事業名 吉川市学校給食センター整備運営事業
- 2 事業場所 吉川市大字川藤字前新田3265番1 外3筆

平成26年6月11日に、吉川市と株式会社吉川スクールランチサービス（以下、「事業者」という。）において締結した事業契約（平成27年9月17日付、平成28年3月14日付、平成28年9月20日付、平成28年12月12日付及び令和元年12月10日付「吉川市学校給食センター整備運営事業事業契約書変更契約」に基づき変更された内容を含む。以下、「本事業契約」という。）を、次のとおり変更する。

記

第1条 変更理由

令和7年度中に、新学校給食センターにおける照明器具をLED化することに伴い本事業契約の変更を行う。

第2条 本事業契約の変更

(1) 契約代金額の変更

本事業契約第2条第4号の契約代金額を次のように変更する。

変更前：6,839,727,694円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額556,654,866円)

ただし、上記金額に、約款に定める方法による金利変更、物価変動及び食数変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額は約款に定めるところによる。

変更後：6,875,959,694円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額559,948,684円)

ただし、上記金額に、約款に定める方法による金利変更、物価変動及び食数変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額は約款に定めるところによる。

なお、変更前の契約代金額は、令和6年10月22日付「吉川市学校給食センター整備運営事業に係る維持管理及び運営業務のサービス対価の改定について（通知）」に記載された変更後の契約代金額をいう。

(2) サービスの対価の支払い方法の変更

本事業契約別紙4表2「サービス対価の構成」を表2のように変更する。なお、変更箇所は二重下線部となる。

また、表4「維持管理業務費の金額及び支払スケジュール（円）」を別紙のように変更する。

表2 サービスの対価の構成

	項目	内訳	内訳に含まれる費用
①設計及び 建設工事等 業務のサー ビスの対価	(1) 施設 費等	ア 施設費 (a) 一時支 払金 (b) 割賦原 価	調査・設計費、建設工事費（既存学校給食センターの解体・撤去工事費、既存学校給食調理場の解体・撤去工事費、関小学校及び栄小学校配膳室等増築工事費、厨房機器等設置工事費、什器・備品等設置費、食器類・食缶等調達費、外構工事費、公共下水道延伸工事費に係る費用を含む。）、工事監理費、確認申請等の手続きに要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用
		イ 割賦手数料	基準金利＋事業者の提案スプレッドに基づく割賦利息相当額
②維持管理 及び運営業 務のサービ スの対価	(2) 維持 管理業 務費	ウ 維持管理費	建築物保守管理費、建築設備・厨房機器等保守管理費、什器・備品等の保守管理費、食器類・食缶等の更新費、外構等維持管理費、環境衛生・清掃費、警備保安費、修繕費、 <u>照明器具更新費等</u>
	(3) 運営 業務費	エ 運営費	給食調理費、給食配送・食器等回収費、食器等洗浄・残滓処理費等
	(4) その 他の費 用	オ その他費用	事業者の運営費、保険料、監査費用、法人税、法人住民税等法人の利益に対して賦課される税金 事業者の税引後利益（株主への配当等の原資等）

第3条 要求水準書の変更

要求水準書（平成25年10月1日に吉川市が公表した吉川市学校給食センター整備運営事業要求水準書（その後の変更を含む。）をいう。以下同じ。）を次のように変更する。なお、変更箇所は二重下線部となる。

(1) 業務の対象範囲の変更

要求水準書第4章第1節1「業務の対象範囲」を次のように変更する。

1. 業務の対象範囲

事業者は、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準

書、入札時の提案書類に基づき、新学校給食センターの機能を維持し、給食の提供に支障を及ぼすことがなく、かつ、作業等が快適にできるように、次の内容について、その性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること（「資料 15 主な維持管理業務項目詳細一覧」参照）。

事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「建築保全業務共通仕様書 平成 20 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築保全センター編集・発行）にも準拠すること。

維持管理業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。

- i) 建築物保守管理業務
- ii) 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- iii) 什器・備品等保守管理業務
- iv) 食器類・食缶等の更新業務
- v) 外構等維持管理業務
- vi) 環境衛生・清掃業務
- vii) 警備保安業務
- viii) 修繕業務
- ix) 照明器具更新業務

(2) 業務内容の追加

要求水準書第 4 章「維持管理業務」の末尾に第 10 節として次のように追加する。

第 10 節 照明器具更新業務

新学校給食センターの照明器具（殺菌灯を除く）を、LED 電灯へ更新すること。

第 4 条 仮契約の効力

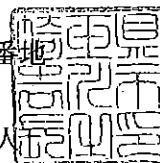
この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により吉川市議会の議決を経るものとし、可決されたときに本契約になるものとする。なお、この仮契約が市議会で否決されたときは無効とし、吉川市は一切の責任を負わない。

[以下余白]

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、吉川市及び事業者記名押印の上各々1部を保有する。

令和7年4月15日

吉川市きよみ野一丁目1番地
吉川市
吉川市長 中原 恵 人



吉川市大字小松川621番地2
株式会社吉川スクールランチサービ
代表取締役 岩 東 光 男

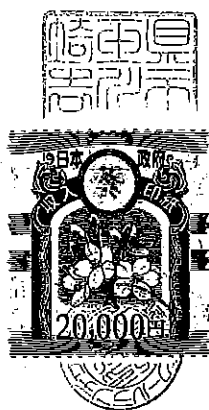


表4 維持管理業務費の金額及び支払スケジュール(円)

支払時期	㊦維持管理費	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込合計 (㊦+㊧)
平成28(2016)年4月	7,746,000	619,680	8,365,680
平成28(2016)年7月	11,185,801	894,863	12,080,664
平成28(2016)年10月	11,185,801	894,863	12,080,664
平成29(2017)年1月	11,185,800	894,863	12,080,663
平成29(2017)年4月	11,185,800	894,863	12,080,663
平成29(2017)年7月	11,075,903	886,070	11,961,973
平成29(2017)年10月	11,075,902	886,070	11,961,972
平成30(2018)年1月	11,075,902	886,070	11,961,972
平成30(2018)年4月	11,075,902	886,070	11,961,972
平成30(2018)年7月	11,082,547	886,602	11,969,149
平成30(2018)年10月	11,082,546	886,602	11,969,148
平成31(2019)年1月	11,082,546	886,602	11,969,148
平成31(2019)年4月	11,082,546	886,602	11,969,148
令和元(2019)年7月	11,218,993	897,518	12,116,511
令和元(2019)年10月	11,218,993	897,518	12,116,511
令和2(2020)年1月	11,218,992	1,121,898	12,340,890
令和2(2020)年4月	11,218,992	1,121,898	12,340,890
令和2(2020)年7月	11,264,900	1,126,490	12,391,390
令和2(2020)年10月	11,264,900	1,126,490	12,391,390
令和3(2021)年1月	11,264,900	1,129,490	12,394,390
令和3(2021)年4月	11,264,900	1,129,490	12,394,390
令和3(2021)年7月	11,264,900	1,126,490	12,391,390
令和3(2021)年10月	11,264,900	1,126,490	12,391,390
令和4(2022)年1月	11,264,900	1,126,490	12,391,390
令和4(2022)年4月	11,264,900	1,126,490	12,391,390
令和4(2022)年7月	11,556,691	1,155,669	12,712,360
令和4(2022)年10月	11,556,691	1,155,669	12,712,360
令和5(2023)年1月	11,556,691	1,155,669	12,712,360
令和5(2023)年4月	11,556,690	1,155,669	12,712,359
令和5(2023)年7月	11,791,979	1,179,197	12,971,176
令和5(2023)年10月	11,791,979	1,179,197	12,971,176
令和6(2024)年1月	11,791,978	1,179,197	12,971,175
令和6(2024)年4月	11,791,978	1,179,197	12,971,175
令和6(2024)年7月	11,929,352	1,192,935	13,122,287
令和6(2024)年10月	11,929,352	1,192,935	13,122,287
令和7(2025)年1月	11,929,352	1,192,935	13,122,287
令和7(2025)年4月	11,929,351	1,192,935	13,122,286

支払時期	㊦維持管理費	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込合計 (㊦+㊧)
令和 7(2025)年 7 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 7(2025)年 9 月	32,938,182	3,293,818	36,232,000
令和 7(2025)年 10 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 8(2026)年 1 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 8(2026)年 4 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 8(2026)年 7 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 8(2026)年 10 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 9(2027)年 1 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 9(2027)年 4 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 9(2027)年 7 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 9(2027)年 10 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 10(2028)年 1 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 10(2028)年 4 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 10(2028)年 7 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 10(2028)年 10 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 11(2029)年 1 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 11(2029)年 4 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 11(2029)年 7 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 11(2029)年 10 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 12(2030)年 1 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 12(2030)年 4 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 12(2030)年 7 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 12(2030)年 10 月	12,399,602	1,239,960	13,639,562
令和 13(2031)年 1 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
令和 13(2031)年 4 月	12,399,601	1,239,960	13,639,561
事業期間合計	㊦ 747,758,868	㊧ 71,510,634	㊨ 819,269,502